

広島県告示第九百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域		所在地	
		自然現象類	の発生原因	広島県呉市郷原町及び東広島市黒瀬町津江地内	
四隣 <i>i</i>)	川(六四〇)惣引谷川支	h)	土石流	土石流	土砂災害警戒区域
惣引谷川(六四〇)四隣 <i>j</i>)	惣引谷川(六四〇)四隣 <i>k</i>)	惣引谷川(六四〇)四隣 <i>l</i>)	土石流	土石流	表区域示の区域の名称
惣引谷川(六四〇)四隣 <i>m</i>)	惣引谷川(六四〇)四隣 <i>n</i>)	惣引谷川(六四〇)四隣 <i>o</i>)	土石流	土石流	土砂災害特別警戒区域
惣引谷川(六四〇)四隣 <i>p</i>)	惣引谷川(六四〇)四隣 <i>q</i>)	惣引谷川(六四〇)四隣 <i>r</i>)	土石流	土石流	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害防に土砂二表示め第へ関防に災項及る八平す止おけ害にび事十成る法策る警規法項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所呉支所及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。